

新	旧
<p>(子どもの権利、責務等)</p> <p>第8条 子ども(18歳未満の市民をいう。以下同じ。)は、市民の権利を有するとともに、次代の社会の担い手として健やかに成長できるよう、次に掲げる権利を有する。</p> <p>(1) 生きる権利 (2) 育つ権利 (3) 守られる権利</p> <p>2 子どもは、その年齢に応じた市民の責務を負う。</p> <p>3 市民、議会及び市長等は、子どもの成長過程における保護及び支援の必要性を認識し、子どもが健やかに育つ環境の整備に努めなければならない。</p>	<p>(子どもの権利、責務等)</p> <p>第8条 子ども(18歳未満の市民をいう。以下同じ。)は、市民の権利を有するとともに、次代の社会の担い手として健やかに成長できるよう、次に掲げる権利を有する。</p> <p>(1) 生きる権利 (2) 育つ権利 (3) 守られる権利</p> <p>2 子どもは、その年齢に応じた市民の責務を負う。</p> <p>3 市民、議会及び市長等は、子どもの成長過程における保護及び支援の必要性を認識し、子どもが健やかに育つ環境の整備に努めなければならない。</p>
<p><b>【解説】</b></p> <p>この自治基本条例で定める自治の基本理念にのっとり、厚木市における自治を進める上での、子どもの権利・責務等を定めています。</p> <p>子どもを健やかに育成する責任は、基本的には保護者にあります。しかし、社会的責任や法を始めとしたルールの遵守、他人を思いやり地域や社会と関わることなどを教えることが、次代の社会を担う子どもに欠かせないことから、子どもが健やかに成長することができるよう社会全体で取り組む必要があると考え、この項目を設けました。</p> <p><b>・第1項について</b></p> <p>成長段階にある子どもたちには、次代の自治の主体としての確かな成長が何よりも望まれるところであり、市民の権利とは別に、子どもたちの健やかな成長に必要と考えられる特有の権利を定めています。</p> <p>この子どもの権利は、1994年(平成6年)に日本政府が批准している「児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」といいます。)」に定める四つの権利(生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利)のうち、この自治基本条例で市民の権利として定める「まちづくりに参加する権利」と重複する「参加する権利」を除いた三つの権利としました。</p> <p>また、子どもの年齢を18歳未満としましたが、この年齢は、いわゆる「成年」、「未成年」の区分を規定したものではなく、子どもの権利条約の対象年齢に合わせたことによります。</p> <p><b>・第2項について</b></p> <p>子どもの責務について規定しています。</p> <p>子どもも含めた全ての市民は、その責務として①自治の主体であることの意識を高め、②まちづくりに関心を持ち、③まちづくりに参加するよう努めることが求められます(第7条)。しかし、子どもたちも大人と同じように責務を負わなければならないと考えることは現実的ではありません。</p> <p>そうしたことから、子どもたちが「将来まちづくりに参加することは当たり前のこと」であると考える大人に成長してもらうために、それぞれの成長過程に応じて、まちづくりに関心を持ち、まちづくりに参加するよう努めることを求めるということが本項の趣旨となります。</p> <p>また、子どもたちが、自治の主体として十分に成長してもらうためには、まちづくりに参加する機会を与えられることが必要です。そこで、本項は、子どもたちを守り、育てる大人たちには、子どもたちにもまちづくりに参加する機会を与える役割があるという意味も持たします。</p>	<p><b>【解説】</b></p> <p>この自治基本条例で定める自治の基本理念にのっとり、厚木市における自治を進める上での、子どもの権利・責務等を定めています。</p> <p>子どもを健やかに育成する責任は、基本的には保護者にあります。しかし、社会的責任や法を始めとしたルールの遵守、他人を思いやり地域や社会と関わることなどを教えることが、次代の社会を担う子どもに欠かせないことから、子どもが健やかに成長することができるよう社会全体で取り組む必要があると考え、この項目を設けました。</p> <p><b>・第1項について</b></p> <p>成長段階にある子どもたちには、次代の自治の主体としての確かな成長が何よりも望まれるところであり、市民の権利とは別に、子どもたちの健やかな成長に必要と考えられる特有の権利を定めています。</p> <p>この子どもの権利は、1994年(平成6年)に日本政府が批准している「児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」といいます。)」に定める四つの権利(生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利)のうち、この自治基本条例で市民の権利として定める「まちづくりに参加する権利」と重複する「参加する権利」を除いた三つの権利としました。</p> <p>また、子どもの年齢を18歳未満としましたが、この年齢は、いわゆる「成年」、「未成年」の区分を規定したものではなく、子どもの権利条約の対象年齢に合わせたことによります。</p> <p><b>・第2項について</b></p> <p>子どもの責務について規定しています。</p> <p>子どもも含めた全ての市民は、その責務として①自治の主体であることの意識を高め、②まちづくりに関心を持ち、③まちづくりに参加するよう努めることが求められます(第7条)。しかし、子どもたちも大人と同じように責務を負わなければならないと考えることは現実的ではありません。</p> <p>そうしたことから、子どもたちが「将来まちづくりに参加することは当たり前のこと」であると考える大人に成長してもらうために、それぞれの成長過程に応じて、まちづくりに関心を持ち、まちづくりに参加するよう努めることを求めるということが本項の趣旨となります。</p> <p>また、子どもたちが、自治の主体として十分に成長してもらうためには、まちづくりに参加する機会を与えられることが必要です。そこで、本項は、子どもたちを守り、育てる大人たちには、子どもたちにもまちづくりに参加する機会を与える役割があるという意味も持たします。</p>

新	旧
<p>《もっと知りたい自治基本条例》  <b>Q 子どもたちがまちづくりに参加するってどういうこと？</b>  <b>A</b> 自分たちが住んでいるまちがもっと良くなるためには何をすれば良いのか考え、行動することが「まちづくり」です。  例えば、あいさつをすることは、「まちづくり」に直接は関係ないようにも思います。  しかし、自分の家から避難しなければならないような大きな地震が起きた場合、頼りになるのは近くに住んでいる人達であることを考えると、日頃から、いざという時にお互いに助け合える関係を作っておくことも「まちづくり」の一つであるといえます。  これ以外の活動であっても、いろいろな「まちづくり」への参加はあります。  自分達で出来ることから、少しずつ始めていきましょう。</p>	<p>《もっと知りたい自治基本条例》  <b>Q 子どもたちがまちづくりに参加するってどういうこと？</b>  <b>A</b> 自分たちが住んでいるまちがもっと良くなるためには何をすれば良いのか考え、行動することが「まちづくり」です。  例えば、あいさつをすることは、「まちづくり」に直接は関係ないようにも思います。  しかし、自分の家から避難しなければならないような大きな地震が起きた場合、頼りになるのは近くに住んでいる人達であることを考えると、日頃から、いざという時にお互いに助け合える関係を作っておくことも「まちづくり」の一つであるといえます。  これ以外の活動であっても、いろいろな「まちづくり」への参加はあります。  自分達で出来ることから、少しずつ始めていきましょう。</p>
<p>・第3項について  自治の担い手である市民、議会及び市長等が、次代の自治の主体である子どもたちの成長過程において、特別な保護と支援が必要であることを十分認識し、そうした共通認識の下、保護者だけでなく、地域、そして社会が子どもたちを温かく見守り、責任を持って育てることにより、子どもたちが自らの行動や発言に対して責任を持てる立派な市民として成長できるよう、必要な環境の整備に努めなければならないことを定めています。</p>	<p>・第3項について  自治の担い手である市民、議会及び市長等が、次代の自治の主体である子どもたちの成長過程において、特別な保護と支援が必要です。そうした共通認識の下、保護者だけでなく、地域、そして社会が子どもたちを温かく見守り、責任を持って育てることにより、子どもたちが自らの行動や発言に対して責任を持てる立派な市民として成長できるよう、必要な環境の整備に努めなければならないことを定めています。</p>
<p><b>子どもの権利に関する法律や条例</b>  <b>1 児童の権利に関する条約</b>  平成6年、日本政府が批准した「児童の権利に関する条約」は、18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童に広げ、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したものです。  この条約では、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を4つの権利として定め、条約の定めるすべての権利が保障されることを原則としています。  <b>2 児童福祉法</b>  昭和22年に制定されたこの法律では、全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有すると規定されています。  <b>3 こども基本法</b>  令和4年に制定された「こども基本法」は、子どもの権利に関する国の基本方針、理念及びこどもの権利保障のための原理原則を規定したものです。  この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、時代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することが目的とされています。</p>	<p><b>子どもの権利に関する法律や条例</b>  1 児童福祉法  平成28年、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法が改正されました。この改正では、児童福祉法の理念を明確化するために、児童は適切な養育を受け、心身の健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等を規定しています。</p>

新	旧
<p><b>4 厚木市子ども育成条例</b></p> <p>平成24年に制定された「厚木市子ども育成条例」は、「子どもが次代の社会を担うかけがえのない存在」と定め、子どもと子育て家庭を地域全体で温かく包み込む大きな家族となれるよう、地域社会が取り組むべき事項を定めており、自治基本条例第8条を補完するものといえます。</p> <p>厚木市では、その豊かな自然の中で、子どもが元気で心豊かに成長するための取組に関し、子どもが本来もつ成長する力を伸ばし、保護者が子育てに関する重要な役割を担い、子どもの成長と子育てに対する喜びを地域社会全体で支えることを基本理念として定めるとともに、保護者も子どもと共に成長できるよう応援することにより、本市の子育て環境の充実を図ることを目的にこの条例を制定しました。</p>	<p><b>2 厚木市子ども育成条例</b></p> <p>平成24年、厚木市では、その豊かな自然の中で、子どもが元気で心豊かに成長するための取組に関し、子どもが本来もつ成長する力を伸ばし、保護者が子育てに関する重要な役割を担い、子どもの成長と子育てに対する喜びを地域社会全体で支えることを基本理念として定めるとともに、保護者も子どもと共に成長できるよう応援することにより、本市の子育て環境の充実を図ることを目的に「厚木市子ども育成条例」を制定しました。</p> <p>この条例は、「子どもが次代の社会を担うかけがえのない存在」と定め、子どもと子育て家庭を地域全体で温かく包み込む大きな家族となれるよう、地域社会が取り組むべき事項を定めており、自治基本条例第8条を補完するものといえます。</p>
<p><b>【用語の説明】</b></p> <p><b>①生きる権利</b> 防げる病気などで命を奪われないこと、病気やけがをしたら治療を受けられることをいいます。</p> <p><b>②育つ権利</b> 教育を受け、休んだり遊んだりできること、考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることをいいます。</p> <p><b>③守られる権利</b> あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること、障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特に守られることをいいます。</p> <p>※ 子どもの権利条約では、他に「参加する権利」が定められていますが、市民の権利と重なるため、ここには当該権利は設けていません。 なお、ユニセフ（国際連合児童基金）のホームページでは、「参加する権利」の内容を自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、自由な活動を行ったりできることと説明しています。</p>	<p><b>【用語の説明】</b></p> <p><b>①生きる権利</b> 防げる病気などで命を奪われないこと、病気やけがをしたら治療を受けられることをいいます。</p> <p><b>②育つ権利</b> 教育を受け、休んだり遊んだりできること、考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることをいいます。</p> <p><b>③守られる権利</b> あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること、障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特に守られることをいいます。</p> <p>※ 子どもの権利条約では、他に「参加する権利」が定められていますが、市民の権利と重なるため、ここには当該権利は設けていません。 なお、ユニセフ（国際連合児童基金）のホームページでは、「参加する権利」の内容を自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、自由な活動を行ったりできることと説明しています。</p>



新
<p><b>第5章 議会及び議員</b></p> <p>(議会の役割及び責務)</p> <p>第10条 議会は、直接選挙により信任を得た議員によって構成される厚木市の意思決定機関として、市民の意思を把握し、その意思を市政に反映するよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市民福祉の充実を図るため、重要な政策等の議決及び行政運営の監視等の役割を果たさなければならない。</p> <p>3 議会は、市民に議会の活動又は審議に関する情報を公開すること等により、市民に分かりやすく、かつ、開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>・第1項について</p> <p>自治の担い手である議会の役割及び責務を定めています。</p> <p>議会は、憲法上「議事機関」とであると明記されていますが、厚木市の予算、条例の制定、改正及び廃止などの決定に当たっては、議会の議決を経なければならないことから、厚木市の意思決定を行う機能を持っています。その議会が厚木市の意思決定を行う際には、市民の意思を反映させる必要があります。</p> <p>議会では、審議に関する情報発信や、多様化する行政課題、市民ニーズ等を的確に把握するための広聴活動の必要性から、平成23年8月、議員提案により「広報広聴特別委員会」が設置され、議会として市民の意思の把握をし、期待に応えるよう努めています。</p> <p>議会は、広報広聴活動を通じて多数派の意思、それに反対する意思、少数派の意思等様々な市民の意思を把握し、議論を尽くした上で、厚木市の意思決定を行っていくことが求められます。</p> <p>・第2項について</p> <p>議決権の行使や市長等による行政運営が適正に行われているかの監視など議会の基本的な役割について定めています。</p> <p>議会は、地方自治法の規定により、様々な役割を担います。中でも、同法第96条で15件の議決事項が定められており、条例を制定、改正及び廃止することや予算を定めるには、議会の議決が必要となります。</p> <p>議会では、平成27年1月から通年会期制を導入し、議決権の強化・充実を図りました。</p> <p>また、議会は、地方自治法第98条により、事務の執行状況の検査及び監査委員に対する監査の請求の権限が与えられており、議会が市長等（執行機関）に対する監視権を持つ根拠となっています。この自治基本条例では、議会が市長等の行う行政運営を監視し、意思決定機関として執行機関をけん制することにより、事務処理の適正化を図ることを含めて「監視等」と表現しています。</p> <p>なお、厚木市議会本会議においては、代表質問形式ではなく、全ての議員に質問する権利が認められており、議決に際しても、賛成討論、反対討論をそれぞれの立場から行うなど、活発な議論が展開されています。公開された本会議の場で、議論を尽くすことで執行機関に対する監視等の役割を果たしています。</p>

旧
<p><b>第5章 議会及び議員</b></p> <p>(議会の役割及び責務)</p> <p>第10条 議会は、直接選挙により信任を得た議員によって構成される厚木市の意思決定機関として、市民の意思を把握し、その意思を市政に反映するよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市民福祉の充実を図るため、重要な政策等の議決及び行政運営の監視等の役割を果たさなければならない。</p> <p>3 議会は、市民に議会の活動又は審議に関する情報を公開すること等により、市民に分かりやすく、かつ、開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>・第1項について</p> <p>自治の担い手である議会の役割及び責務を定めています。</p> <p>厚木市の予算、条例の制定、改正及び廃止などの決定に当たっては、議会の議決を経なければならないことから、議会は、厚木市の意思決定を行う機能を持っています。その議会が厚木市の意思決定を行う際には、市民の意思を反映させる必要があります。</p> <p>議会では、審議に関する情報発信や、多様化する行政課題、市民ニーズ等を的確に把握するための広聴活動の必要性から、平成23年8月、議員提案により「広報広聴特別委員会」が設置され、議会として市民の意思の把握をし、期待に応えるよう努めています。</p> <p>議会は、広報広聴活動を通じて多数派の意思、それに反対する意思、少数派の意思等様々な市民の意思を把握し、議論を尽くした上で、厚木市の意思決定を行っていくことが求められます。</p> <p>・第2項について</p> <p>議決権の行使や市長等による行政運営が適正に行われているかの監視など議会の基本的な役割について定めています。</p> <p>議会は、地方自治法の規定により、様々な役割を担います。中でも、同法第96条で15件の議決事項が定められており、条例を制定、改正及び廃止することや予算を定めるには、議会の議決が必要となります。</p> <p>議会では、平成27年1月から通年会期制を導入し、議決権の強化・充実を図りました。</p> <p>また、議会は、地方自治法第98条により、事務の執行状況の検査及び監査委員に対する監査の請求の権限が与えられており、議会が市長等（執行機関）に対する監視権を持つ根拠となっています。この自治基本条例では、議会が市長等の行う行政運営を監視し、意思決定機関として執行機関をけん制することにより、事務処理の適正化を図ることを含めて「監視等」と表現しています。</p> <p>なお、厚木市議会本会議においては、代表質問形式ではなく、全ての議員に質問する権利が認められており、議決に際しても、賛成討論、反対討論をそれぞれの立場から行うなど、活発な議論が展開されています。公開された本会議の場で、議論を尽くすことで執行機関に対する監視等の役割を果たしています。</p>

新
<p><b>第6章 市長、市長等及び市職員</b></p> <p>(市長の役割及び責務)</p> <p>第12条 市長は、経営感覚を持ち、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。</p> <p>2 市長は、政策等の意思決定に至る経過等について、多様な方法により市民への説明責任を果たさなければならない。</p> <p>3 市長は、毎年度、市民及び議会に対して、市政運営の方針を示すとともに、その取組状況について説明しなければならない。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>この自治基本条例で定める自治の基本理念に基づき、厚木市における自治を進める上での、厚木市の代表者としての権限を有する市長の役割及び責務を定めています。</p> <p>・ <b>第1項について</b></p> <p>行政分野にも経営感覚は欠かせません。市長は、厚木市の代表者であるとともに、厚木市という自治体の経営者として、財源や人材など経営資源の効率的な活用を図るとともに、常に「最少の経費で最大の効果を挙げる」ための経営感覚を持って、公正かつ誠実に職務を行わなければならないことを定めています。</p> <p>・ <b>第2項について</b></p> <p>政策等の意思決定に至るまでの市長の説明責任について規定しています。</p> <p>市民への説明責任を果たす上で、政策等の企画段階から意思決定に至るまでの意思形成過程に関する会議録などの情報は重要なものとなります。よって、「厚木市の積極的な情報公開を推進するための行政文書作成指針」にのっとり、必要な文書を作成しておくことが求められます。</p> <p>この自治基本条例では、第5条で自治の基本原則として「説明責任の原則」を定めているので、市長も様々なメディアの活用や説明の場の設定により市民及び議会に対して説明責任を果たさなければなりません。</p> <p>・ <b>第3項について</b></p> <p>市長が毎年度、市民及びや議会に対して、市政運営の方針を示すとともに、その取組状況についても明らかにすることを定めています。</p> <p>厚木市では、毎年、市議会2月定例会議において、市長が次年度の市政運営について施政方針演説を行っております。市長は、自ら表明した施政方針について、どのように、また、どこまで取り組むことができたのかをホームページ等を活用して、市民及び議会に対して説明責任を果たします。</p> <p>※ 市長の権限については、地方自治法第147条から第159条までに規定されています。</p> <p>第147条(長の統括代表権) 第148条(事務の管理及び執行権) 第149条(担任意務)</p> <p>第152条(長の職務の代理) 第153条(長の事務の委任・臨時代理)第154条(職員の指揮監督)</p> <p>第154条の2(処分の取消及び停止) 第155条(支庁・地方事務所・支所等の設置)</p> <p>第156条(行政機関の設置・国の地方行政機関の設置の条件) 第157条(公共的団体等の監督)</p> <p>第158条(内部組織) 第159条(事務引継ぎ)</p>

旧
<p><b>第6章 市長、市長等及び市職員</b></p> <p>(市長の役割及び責務)</p> <p>第12条 市長は、経営感覚を持ち、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。</p> <p>2 市長は、政策等の意思決定に至る経過等について、多様な方法により市民への説明責任を果たさなければならない。</p> <p>3 市長は、毎年度、市民及び議会に対して、市政運営の方針を示すとともに、その取組状況について説明しなければならない。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>この自治基本条例で定める自治の基本理念に基づき、厚木市における自治を進める上での、厚木市の代表者としての権限を有する市長の役割及び責務を定めています。</p> <p>・ <b>第1項について</b></p> <p>最近では、「自治体経営」、「都市経営」、「行政経営」というように、行政分野にも「経営」という考え方が浸透しつつあります。市長は、厚木市の代表者であるとともに、厚木市という自治体の経営者として、財源や人材など経営資源の効率的な活用を図るとともに、常に「最少の経費で最大の効果を挙げる」ための経営感覚を持って、公正かつ誠実に職務を行わなければならないことを定めています。</p> <p>・ <b>第2項について</b></p> <p>政策等の意思決定に至るまでの市長の説明責任について規定しています。</p> <p>市民への説明責任を果たす上で、政策等の企画段階から意思決定に至るまでの意思形成過程に関する会議録などの情報は重要なものとなります。よって、「厚木市の積極的な情報公開を推進するための行政文書作成指針」にのっとり、必要な文書を作成しておくことが求められます。</p> <p>この自治基本条例では、第5条で自治の基本原則として「説明責任の原則」を定めているので、市長も様々なメディアの活用や説明の場の設定により市民及び議会に対して説明責任を果たさなければなりません。</p> <p>・ <b>第3項について</b></p> <p>市長が毎年度、市民及びや議会に対して、市政運営の方針を示すとともに、その取組状況についても明らかにすることを定めています。</p> <p>厚木市では、毎年、市議会2月定例会議において、市長が次年度の市政運営について施政方針演説を行っております。市長は、自ら表明した施政方針について、どのように、また、どこまで取り組むことができたのかをホームページ等を活用して、市民及び議会に対して説明責任を果たします。</p> <p>※ 市長の権限については、地方自治法第147条から第159条までに規定されています。</p> <p>第147条(長の統括代表権) 第148条(事務の管理及び執行権) 第149条(担任意務)</p> <p>第152条(長の職務の代理) 第153条(長の事務の委任・臨時代理)第154条(職員の指揮監督)</p> <p>第154条の2(処分の取消及び停止) 第155条(支庁・地方事務所・支所等の設置)</p> <p>第156条(行政機関の設置・国の地方行政機関の設置の条件) 第157条(公共的団体等の監督)</p> <p>第158条(内部組織) 第159条(事務引継ぎ)</p>



新	旧
<p>(市職員の役割及び責務)</p> <p>第14条 市職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、公正、誠実かつ適切に行動しなければならない。</p> <p>2 市職員は、社会状況の変化、市民ニーズ等を的確にとらえるとともに、事務事業の目的を常に認識し、職務を行わなければならない。</p> <p>3 市職員は、政策等を立案し、及び遂行する能力の向上に努めなければならない。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>この自治基本条例で定める自治の基本理念に基づき、厚木市における自治を進める上での、市職員の役割及び責務を定めています。</p> <p>・第1項について</p> <p>公務員である市職員は、任用の際、地方公務員法第31条の規定に基づき、厚木市職員のサービスの宣誓に関する条例により「サービスの宣誓」をしなければなりません。サービスの宣誓とは、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを任命権者等の前で宣誓することです。本項は、市職員にサービスの宣誓の内容を改めて認識することを求めた規定です。</p> <p>地方公務員法（抜粋） （サービスの宣誓） 第31条 職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。</p> <p>厚木市職員のサービスの宣誓に関する条例（抜粋） （職員のサービスの宣誓） 第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書を任命権者に提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p>・第2項について</p> <p>市職員は、常に変化を続ける社会状況や市民ニーズを的確にとらえることができなければ、市民主体の自治を進めることはできません。</p> <p>市職員は、与えられた事務事業をただ漫然とこなすのではなく、常に事務事業の目的を認識しながら職務を行うことにより、社会経済情勢の変化が事業計画に与える影響や、事務事業の目的と市民ニーズとの乖離の有無などを確実に把握し、事務事業の改善につなげなければなりません。</p> <p>市職員が行う事務事業は、ある一定の目的を実現するための手段として選択され、実施されるものです。したがって、市職員がその目的を認識した上で、執行することにより、市民が期待する成果を挙げるのが重要です。</p>	<p>(市職員の役割及び責務)</p> <p>第14条 市職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、公正、誠実かつ適切に行動しなければならない。</p> <p>2 市職員は、社会状況の変化、市民ニーズ等を的確にとらえるとともに、事務事業の目的を常に認識し、職務を行わなければならない。</p> <p>3 市職員は、政策等を立案し、及び遂行する能力の向上に努めなければならない。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>この自治基本条例で定める自治の基本理念に基づき、厚木市における自治を進める上での、市職員の役割及び責務を定めています。</p> <p>・第1項について</p> <p>公務員である市職員は、任用の際、地方公務員法第31条の規定に基づき、厚木市職員のサービスの宣誓に関する条例により「サービスの宣誓」をしなければなりません。サービスの宣誓とは、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを任命権者等の前で宣誓することです。本項は、市職員にサービスの宣誓の内容を改めて認識することを求めた規定です。</p> <p>地方公務員法（抜粋） （サービスの宣誓） 第31条 職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。</p> <p>厚木市職員のサービスの宣誓に関する条例（抜粋） （職員のサービスの宣誓） 第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p>・第2項について</p> <p>市職員は、常に変化を続ける社会状況や市民ニーズを的確にとらえることができなければ、市民主体の自治を進めることはできません。</p> <p>市職員は、与えられた事務事業をただ漫然とこなすのではなく、常に事務事業の目的を認識しながら職務を行うことにより、社会経済情勢の変化が事業計画に与える影響や、事務事業の目的と市民ニーズとの乖離の有無などを確実に把握し、事務事業の改善につなげなければなりません。</p> <p>市職員が行う事務事業は、ある一定の目的を実現するための手段として選択され、実施されるものです。したがって、市職員がその目的を認識した上で、執行することにより、市民が期待する成果を挙げるのが重要です。</p>

新	旧
<p><b>・第3項について</b></p> <p>この自治基本条例では、市民を自治の主体と定め、市民の意思に基づいたまちづくりを行うことを自治の基本原則としています。そのために、様々な方法により市民ニーズを把握し、市民の意思を反映させた新たな政策等を立案し、確実に遂行するための能力が市職員には求められます。</p> <p>職員に求められる能力としては、政策等を立案する段階では、政策等の目的の明確化、課題や問題の把握・分析（調査・分析能力）、そのための情報の収集（情報収集能力）、さらには政策等の企画に当たって説明を行うこと（行政内部における調整能力・プレゼンテーション能力）などです。そして、立案した政策等を、実際に遂行するための関係者等との調整能力も必要になります。</p> <p>また、この自治基本条例第24条で法令等の解釈について定めていますが、企画し、実行しようとする政策等の内容によっては、法令や関係条例等を自主的に解釈し、積極的に条例を制定していくことが必要となります。市職員には、こうした能力も求められることとなりますので、人材育成に係る研修制度の充実はもとより、個々の市職員が自己の能力向上に意欲的に取り組む必要があります。</p> <p><b>【用語の説明】</b></p> <p><b>①市職員</b></p> <p>市職員とは、一般職の職員（再任用職員、会計年度任用職員及び任期付職員を含みます。）のほか、常勤特別職職員（副市長及び教育長）、非常勤特別職職員（教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員、各種審議会等附属機関の委員など）のことをいい、それぞれの職務内容に応じた役割と責務を負います。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>《もっと知りたい自治基本条例》</p> <p><b>Q 派遣労働者、公の施設の指定管理者の従業員及び市との事務及び事業の委託契約に基づき当該委託業務に従事する者は、市職員に含まれるのでしょうか。</b></p> <p>A これらの者については、公務員としての身分を保障されているわけではありませんので、直接的には市職員に含まれませんが、派遣労働者は労働者派遣契約、指定管理者は協定書、委託業務従事者は委託契約において、それぞれ市職員に係る規定の遵守について条件を付すことは可能だと考えます。</p> </div> <p><b>②市民全体の奉仕者</b></p> <p>日本国憲法第15条第2項では「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」と、また、地方公務員法第30条第1項では「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定しています。</p> <p>地方分権の進展に伴い、住民自治の拡充を図ることを目指すこの自治基本条例において、地方公務員である市職員には、当然のこととして市民全体の奉仕者であることの自覚が求められます。</p> <p>※法律の条文は、原文のまま引用しています。（下線部）</p>	<p><b>・第3項について</b></p> <p>この自治基本条例では、市民を自治の主体と定め、市民の意思に基づいたまちづくりを行うことを自治の基本原則としています。そのために、様々な方法により市民ニーズを把握し、市民の意思を反映させた新たな政策等を立案し、確実に遂行するための能力が市職員には求められます。</p> <p>職員に求められる能力としては、政策等を立案する段階では、政策等の目的の明確化、課題や問題の把握・分析（調査・分析能力）、そのための情報の収集（情報収集能力）、さらには政策等の企画に当たって説明を行うこと（行政内部における調整能力・プレゼンテーション能力）などです。そして、立案した政策等を、実際に遂行するための関係者等との調整能力も必要になります。</p> <p>また、この自治基本条例第24条で法令等の解釈について定めていますが、企画し、実行しようとする政策等の内容によっては、法令や関係条例等を自主的に解釈し、積極的に条例を制定していくことが必要となります。市職員には、こうした能力も求められることとなりますので、人材育成に係る研修制度の充実はもとより、個々の市職員が自己の能力向上に意欲的に取り組む必要があります。</p> <p><b>【用語の説明】</b></p> <p><b>①市職員</b></p> <p>市職員とは、一般職の職員（非常勤及び任期付きの職員を含みます。）のほか、常勤特別職職員（副市長及び教育長）、非常勤特別職職員（教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員、各種審議会等附属機関の委員など）、<b>臨時的に任用された職員（アルバイト）</b>のことをいい、それぞれの職務内容に応じた役割と責務を負います。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>《もっと知りたい自治基本条例》</p> <p><b>Q 派遣労働者、公の施設の指定管理者の従業員及び市との事務及び事業の委託契約に基づき当該委託業務に従事する者は、市職員に含まれるのでしょうか。</b></p> <p>A これらの者については、公務員としての身分を保障されているわけではありませんので、直接的には市職員に含まれませんが、派遣労働者は労働者派遣契約、指定管理者は協定書、委託業務従事者は委託契約において、それぞれ市職員に係る規定の遵守について条件を付すことは可能だと考えます。</p> </div> <p><b>②市民全体の奉仕者</b></p> <p>日本国憲法第15条第2項では「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」と、また、地方公務員法第30条第1項では「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定しています。</p> <p>地方分権の進展に伴い、住民自治の拡充を図ることを目指すこの自治基本条例において、地方公務員である市職員には、当然のこととして市民全体の奉仕者であることの自覚が求められます。</p> <p>※法律の条文は、原文のまま引用しています。（下線部）</p>

新	旧
<p><b>第7章 行政運営</b></p> <p>(行政運営の基本事項)</p> <p>第15条 市長等は、自治の基本原則に基づき、政策等の企画立案、実施、評価及び改善のサイクルを確立するとともに、各過程への市民の参加及び協働による行政運営を行うものとする。</p> <p>2 市長等は、政策等の優先性を考慮するとともに、厚木市の資源を最大限に活用し、最少の経費で最大の効果を上げるよう行政運営を行うものとする。</p> <p>3 市長等は、市民福祉の充実及び成果重視の視点により、行政運営を行うものとする。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>市長等が厚木市の自治の確立を目指して、行政運営を行う上で、最も基本とすべき事項を定めています。</p> <p>・<b>第1項について</b></p> <p>政策や事務事業について「企画立案 (Plan)」、「実施 (Do)」、「評価 (Check)」、「改善 (Action)」のいわゆるPDCAサイクルを確立させ、これら各過程において市民参加と協働の手法を取り入れ、行政運営を行うことを定めています。これは、行政運営に幅広く市民の意思を反映するとともに、協働の対象を拡大することを意図しています。</p> <p>・<b>第2項について</b></p> <p>地方自治法第2条第14項で「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」と規定されていて、これは、自治体運営の基本原則とされています。</p> <p>市長等が政策や事務事業を遂行する上で、常に市民ニーズや社会経済情勢を把握し、政策等の必要性、緊急性等に応じて優先順位を考慮するとともに、厚木市の資源の活用を図り、最少の経費で最大の効果を上げるよう行政運営を行わなければなりません。</p> <p>・<b>第3項について</b></p> <p>市長等は、行政運営を行うに当たり、常に市民が幸福感や満足感を得られているか、また、それぞれの事務事業の目的に見合った成果を挙げられたかを心掛けなくてはなりません。</p> <p><b>【用語の説明】</b></p> <p>①<b>市民参加と協働</b></p> <p>市民参加と協働の違いについては、第5条で詳しく解説しています。</p> <p>②<b>厚木市の資源</b></p> <p>「厚木市の資源」の活用例としては、地場産品を学校給食に活用すること（いわゆる地産地消）、地場産品を活用したシティセールスの展開などが挙げられます。また、契約の発注に当たって、市内業者の受注機会の確保に配慮するなど、厚木市の資源である市内業者の育成にも力を入れています。</p> <p>その他、創意工夫により効果的な事業展開を行ったり、創造性豊かな政策を立案し、遂行することができる市職員も厚木市の貴重な資源といえます。</p> <p>③<b>市民福祉の充実</b></p> <p>ここでいう「福祉」とは、行政の分野における「福祉（児童福祉など）」を表すものではなく、市民全体の利益や幸福を意味しています。</p>	<p><b>第7章 行政運営</b></p> <p>(行政運営の基本事項)</p> <p>第15条 市長等は、自治の基本原則に基づき、政策等の企画立案、実施、評価及び改善のサイクルを確立するとともに、各過程への市民の参加及び協働による行政運営を行うものとする。</p> <p>2 市長等は、政策等の優先性を考慮するとともに、厚木市の資源を最大限に活用し、最少の経費で最大の効果を上げるよう行政運営を行うものとする。</p> <p>3 市長等は、市民福祉の充実及び成果重視の視点により、行政運営を行うものとする。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>市長等が厚木市の自治の確立を目指して、行政運営を行う上で、最も基本とすべき事項を定めています。</p> <p>・<b>第1項について</b></p> <p>政策や事務事業について「企画立案 (Plan)」、「実施 (Do)」、「評価 (Check)」、「改善 (Action)」のいわゆるPDCAサイクルを確立させ、これら各過程において市民参加と協働の手法を取り入れ、行政運営を行うことを定めています。これは、行政運営に幅広く市民の意思を反映するとともに、協働の対象を拡大することを意図しています。</p> <p>・<b>第2項について</b></p> <p>地方自治法第2条第14項で「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」と規定されていて、これは、自治体運営の基本原則とされています。</p> <p>市長等が政策や事務事業を遂行する上で、常に市民ニーズや社会経済情勢を把握し、政策等の必要性、緊急性等に応じて優先順位を考慮するとともに、厚木市の資源の活用を図り、最少の経費で最大の効果を上げるよう行政運営を行わなければなりません。</p> <p>・<b>第3項について</b></p> <p>市長等は、行政運営を行うに当たり、常に市民が幸福感や満足感を得られているか、また、それぞれの事務事業の目的に見合った成果を挙げられたかを心掛けなくてはなりません。</p> <p><b>【用語の説明】</b></p> <p>①<b>厚木市の資源</b></p> <p>「厚木市の資源」の活用例としては、地場産品を学校給食に活用すること（いわゆる地産地消）、地場産品を活用したシティセールスの展開などが挙げられます。また、契約の発注に当たって、市内業者の受注機会の確保に配慮するなど、厚木市の資源である市内業者の育成にも力を入れています。</p> <p>その他、創意工夫により効果的な事業展開を行ったり、創造性豊かな政策を立案し、遂行することができる市職員も厚木市の貴重な資源といえます。</p> <p>③<b>市民福祉の充実</b></p> <p>ここでいう「福祉」とは、行政の分野における「福祉（児童福祉など）」を表すものではなく、市民全体の利益や幸福を意味しています。</p>



新

(総合計画)  
 第16条 市長は、この自治基本条例の趣旨にのっとり、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合計画」という。）を策定するものとする。  
 2 市長は、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を得なければならない。  
 3 市長等は、総合計画以外の計画を策定するときは、総合計画との整合を図り、及び計画相互の体系化に努めるものとする。

【解説】

厚木市における最上位計画である「総合計画」について定めています。

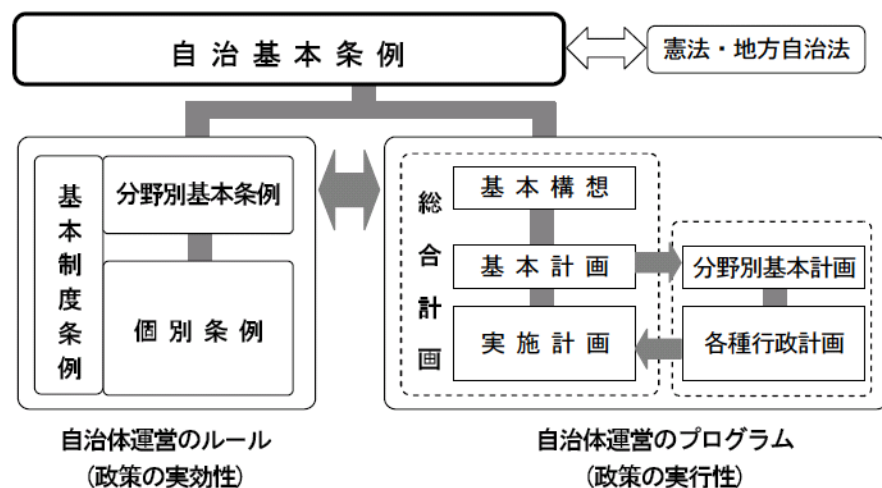
・第1項について

厚木市の最上位計画とされる総合計画についても、この自治基本条例に定める基本理念、基本原則等に従って策定することを定めることにより、この自治基本条例と総合計画との関係を明確にしようとしています。

基本構想について「行政運営を総合的かつ計画的に進める」と規定することにより、厚木市の計画体系における基本構想を含む総合計画の最上位性を示しています。

この自治基本条例と総合計画の関係を図で示すと、下図のようになります。総合計画は、自治体運営の具体的計画（プログラム）を定めたもので、時限のある政策指針としての性格を有しているのに対して、この自治基本条例は、自治体運営のルールを定めたもので、時限のない法規範としての性格を有します。つまりは、この自治基本条例を器（ルール）とすると、総合計画はその中身（プログラム）という関係にあるといえます。

【自治基本条例と総合計画との関係】



旧

(総合計画)  
 第16条 市長は、この自治基本条例の趣旨にのっとり、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合計画」という。）を策定するものとする。  
 2 市長は、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を得なければならない。  
 3 市長等は、総合計画以外の計画を策定するときは、総合計画との整合を図り、及び計画相互の体系化に努めるものとする。

【解説】

厚木市における最上位計画である「総合計画」について定めています。

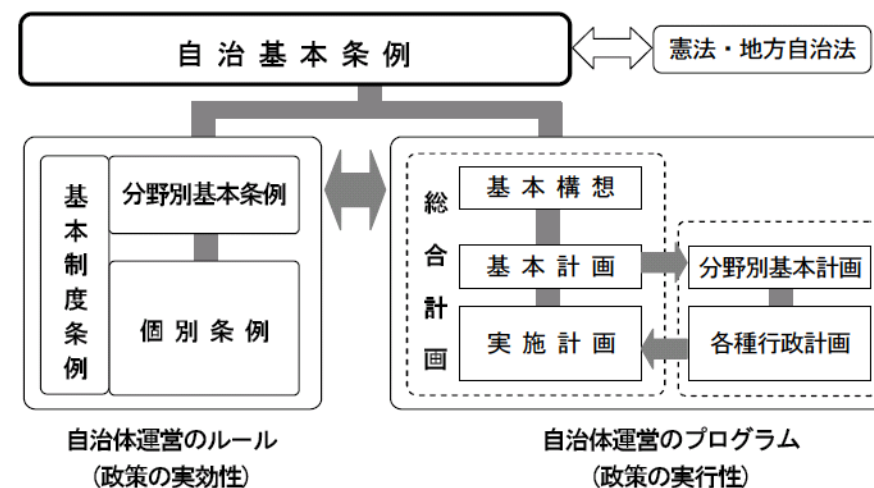
・第1項について

厚木市の最上位計画とされる総合計画についても、この自治基本条例に定める基本理念、基本原則等に従って策定することを定めることにより、この自治基本条例と総合計画との関係を明確にしようとしています。

現行の第9次厚木市総合計画（あつぎ元気プラン）は、基本構想、基本計画及び実施計画からなる三層構造となっています。基本構想は、議会の議決を経て、厚木市の最高指針として成立していますが、この自治基本条例においても、基本構想について「行政運営を総合的かつ計画的に進める」と規定することにより、厚木市の計画体系における基本構想を含む総合計画の最上位性を示しています。

この自治基本条例と総合計画の関係を図で示すと、下図のようになります。総合計画は、自治体運営の具体的計画（プログラム）を定めたもので、時限のある政策指針としての性格を有しているのに対して、この自治基本条例は、自治体運営のルールを定めたもので、時限のない法規範としての性格を有します。つまりは、この自治基本条例を器（ルール）とすると、総合計画はその中身（プログラム）という関係にあるといえます。

【自治基本条例と総合計画との関係】



新	旧
<p><b>・第2項について</b></p> <p>この自治基本条例を制定した時点では、市町村は、地方自治法に基づき議会の議決を経て基本構想を定めることが義務付けられていましたが、自治基本条例の内容を検討する中で、基本構想を始めとする総合計画は、厚木市の自治を着実に実行していくためのプログラムであり、自治基本条例に位置付ける必要があるとされたことから、あえて基本構想の策定を議会の議決事項と規定したものです。</p> <p>この自治基本条例でも、第29条で計画の策定、改正又は廃止に際して多様な市民参加の機会を設けるよう規定しています。厚木市の最上位計画とした総合計画も例外ではなく、多くの市民参加を得て、市民の意思を十分に反映させた上で、市長が基本構想の原案を策定する必要があります。こうして作り上げた基本構想を成立させるには、自治の担い手である議会の関与は欠かせません。</p> <p><b>・第3項について</b></p> <p>市長等が総合計画以外の計画（現行の総合計画の基本構想、基本計画及び実施計画以外の計画で、個別計画とされているものをいいます。）を策定しようとするときは、総合計画との整合を図り、計画相互の体系化に努めることを定めています。</p> <p>個別計画は、総合計画の基本政策分野ごとに分類、体系化されていますが、それぞれの個別計画間で同様の事項に関する計画を有する場合は、計画期間や内容を統一して定めるよう努めます。</p> <p><b>【用語の解説】</b></p> <p><b>①この自治基本条例の趣旨</b></p> <p>この自治基本条例の前文、目的、基本理念及び基本原則で規定されている、厚木市の自治の在り方に対する根本的な考え方が、この自治基本条例の趣旨に当たります。具体的には、「活力に満ちた心豊かに暮らせる自立した厚木市の創造を目指し、自然や文化、人と人との絆を大切にし、自治の担い手である市民、議会及び市長等が協働により自治（厚木市に係る事柄は厚木市の責任と権限において、また市民の意思に基づき決定し行うこと）を進めること」といえます。</p>	<p><b>・第2項について</b></p> <p>この自治基本条例を制定した時点では、市町村は、地方自治法に基づき議会の議決を経て基本構想を定めることが義務付けられていましたが、自治基本条例の内容を検討する中で、基本構想を始めとする総合計画は、厚木市の自治を着実に実行していくためのプログラムであり、自治基本条例に位置付ける必要があるとされたことから、あえて基本構想の策定を議会の議決事項と規定したものです。</p> <p>現行の第9次厚木市総合計画は、「厚木市新総合計画市民・職員協働検討会」で検討を重ね、提言をいただき、併せて「厚木市新総合計画策定に係る市の取組に関する意向調査」を実施するなど様々な市民参加を得て策定されました。</p> <p>この自治基本条例でも、第29条で計画の策定、改正又は廃止に際して多様な市民参加の機会を設けるよう規定しています。厚木市の最上位計画とした総合計画も例外ではなく、多くの市民参加を得て、市民の意思を十分に反映させた上で、市長が基本構想の原案を策定する必要があります。こうして作り上げた基本構想を成立させるには、自治の担い手である議会の関与は欠かせません。</p> <p><b>・第3項について</b></p> <p>市長等が総合計画以外の計画（現行の総合計画の基本構想、基本計画及び実施計画以外の計画で、個別計画とされているものをいいます。）を策定しようとするときは、総合計画との整合を図り、計画相互の体系化に努めることを定めています。</p> <p>個別計画は、総合計画の基本政策分野ごとに分類、体系化されていますが、それぞれの個別計画間で同様の事項に関する計画を有する場合は、計画期間や内容を統一して定めるよう努めます。</p> <p><b>【用語の解説】</b></p> <p><b>①この自治基本条例の趣旨</b></p> <p>この自治基本条例の前文、目的、基本理念及び基本原則で規定されている、厚木市の自治の在り方に対する根本的な考え方が、この自治基本条例の趣旨に当たります。具体的には、「活力に満ちた心豊かに暮らせる自立した厚木市の創造を目指し、自然や文化、人と人との絆を大切にし、自治の担い手である市民、議会及び市長等が協働により自治（厚木市に係る事柄は厚木市の責任と権限において、また市民の意思に基づき決定し行うこと）を進めること」といえます。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">(財政運営)</p> <p>第19条 市長は、中長期的な展望に立った健全な財政運営を行うものとする。</p> <p>2 市長は、総合計画の着実な推進を目指し、その進捗状況を踏まえた予算編成を行うものとする。</p> <p>3 市長は、財政運営の透明性を高めるため、財政状況を公表するものとする。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>自立した自治を継続していくためには、健全な財政運営を維持することが重要であることから、最少の経費で最大の効果を挙げるための計画的な財政運営について定めています。</p> <p>予算の調製権及び執行権は、地方自治法第149条第2号の規定により、普通地方公共団体の長の担任意務とされていることから、本条の主語は「市長」としています。</p> <p>・ <b>第1項について</b></p> <p>行政運営を総合的かつ計画的に進めるための厚木市の最上位計画となるのが総合計画であり、厚木市総合計画を構成している基本構想は12年間、基本計画は6年間、実施計画は3年間という計画期間で策定されています。これらをもって「中長期的な展望」と表現しています。</p> <p>・ <b>第2項について</b></p> <p>市長は、厚木市の行政運営を進めていく上での最上位計画である総合計画の進捗状況を常に把握し、その着実な推進に必要な予算編成を行うことを定めています。</p> <p>・ <b>第3項について</b></p> <p>厚木市の財政の根幹を成すものは税であることから、市長は、その使い道について市民に説明責任を果たすことにより、財政運営の透明性を確保しなければなりません。そのため、財政状況を広報あつぎ、市ホームページ等を通じて分かりやすく公表します。</p>	<p style="text-align: center;">(財政運営)</p> <p>第19条 市長は、中長期的な展望に立った健全な財政運営を行うものとする。</p> <p>2 市長は、総合計画の着実な推進を目指し、その進捗状況を踏まえた予算編成を行うものとする。</p> <p>3 市長は、財政運営の透明性を高めるため、財政状況を公表するものとする。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>自立した自治を継続していくためには、健全な財政運営を維持することが重要であることから、最少の経費で最大の効果を挙げるための計画的な財政運営について定めています。</p> <p>予算の調製権及び執行権は、地方自治法第149条第2号の規定により、普通地方公共団体の長の担任意務とされていることから、本条の主語は「市長」としています。</p> <p>・ <b>第1項について</b></p> <p>行政運営を総合的かつ計画的に進めるための厚木市の最上位計画となるのが総合計画であり、<span style="background-color: yellow;">第9次</span>厚木市総合計画を構成している基本構想は12年間、基本計画は6年間、実施計画は3年間という計画期間で策定されています。これらをもって「中長期的な展望」と表現しています。</p> <p>・ <b>第2項について</b></p> <p>市長は、厚木市の行政運営を進めていく上での最上位計画である総合計画の進捗状況を常に把握し、その着実な推進に必要な予算編成を行うことを定めています。</p> <p>・ <b>第3項について</b></p> <p>厚木市の財政の根幹を成すものは税であることから、市長は、その使い道について市民に説明責任を果たすことにより、財政運営の透明性を確保しなければなりません。そのため、財政状況を広報あつぎ、市ホームページ等を通じて分かりやすく公表します。</p>



新	旧
<p>(個人情報の保護)</p> <p>第22条 市民、議会及び市長等は、市民の権利利益の保護を図るため、個人情報を適正に管理し、及び利用しなければならない。</p> <p>2 議会及び市長等は、保有する個人情報の管理等について必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>厚木市の自治を進める上で、市民、議会及び市長等が保有する個人情報がみだりに利用されるようなことがあっては、市民の権利利益の保護が図れないことから、個人情報の保護について定めています。</p> <p>・ <b>第1項について</b></p> <p>市民、議会及び市長等は、市民の権利利益を保護するため、それぞれが保有する個人情報を適正に管理するとともに、利用しなければなりません。個人情報が適正に管理、利用されることにより、漏洩等の防止が図られ、個人情報は保護されます。</p> <p>なお、市民の権利利益とは、個人情報の取扱いに伴って保護する必要のある市民の権利利益一般をいい、個人情報の取扱いに伴うものであれば、経済的なあるいは社会生活上の利益を含むほか、一般にプライバシーとして議論される人格的な利益も含まれます。</p> <p>・ <b>第2項について</b></p> <p>個人情報については、市民の権利利益を保護するためにも、その管理は厳正に行われなければなりません。また、「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」においては、行政機関等の長に対して、何人も自己を本人とする保有個人情報の開示を請求する権利、保有個人情報の内容が事実でないと思料する場合には訂正を請求する権利及び法の規定に違反して収集、利用又は提供されている場合には利用停止を請求する権利を明確にするとともに、保障しています。これらの権利を守るためにも、個人情報は適正に利用されなければなりません。</p> <p>厚木市では、平成4年に「厚木市個人情報保護条例」を制定し、個人情報の適正な管理及び利用に取り組んできました。国が「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」を制定し、平成17年4月1日から施行されたことに伴い、厚木市個人情報保護条例もリニューアルし、同日から施行するとともに、個人情報の開示決定等又は訂正等の決定等に対する不服申立について、実施機関からの諮問に応じて調査審議する救済機関としての「厚木市個人情報保護審査会」を設置し、個人情報の適正な管理及び利用の推進に努めてきました。令和5年4月1日からは、個人情報保護法が全国共通ルールとなる改正に伴い、同法の施行に必要な規定及び本市独自で規定が許容されている事項について定めた「厚木市個人情報保護条例」を施行しました。個人情報保護制度の運用を通じて個人の権利利益を保護するという目的は変わらず、これまでと同様に適切に個人情報を管理し、制度を運用しています。議会については、個人情報保護法による公的部門の規律の対象外のため、「厚木市議会の個人情報の保護に関する条例」を制定し、市長等と同等に個人情報の適正な管理及び利用の推進に努めています。</p>	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第22条 市民、議会及び市長等は、市民の権利利益の保護を図るため、個人情報を適正に管理し、及び利用しなければならない。</p> <p>2 議会及び市長等は、保有する個人情報の管理等について必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>厚木市の自治を進める上で、市民、議会及び市長等が保有する個人情報がみだりに利用されるようなことがあっては、市民の権利利益の保護が図れないことから、個人情報の保護について定めています。<b>この規定は、厚木市個人情報保護条例の根拠ともなる規定です。</b></p> <p>・ <b>第1項について</b></p> <p>市民、議会及び市長等は、市民の権利利益を保護するため、それぞれが保有する個人情報を適正に管理するとともに、利用しなければなりません。個人情報が適正に管理、利用されることにより、漏洩等の防止が図られ、個人情報は保護されます。</p> <p>なお、市民の権利利益とは、個人情報の取扱いに伴って保護する必要のある市民の権利利益一般をいい、個人情報の取扱いに伴うものであれば、経済的なあるいは社会生活上の利益を含むほか、一般にプライバシーとして議論される人格的な利益も含まれます。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>厚木市個人情報保護条例</b></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって市民の基本的な人権を擁護することを目的とする。</p> </div> <p>・ <b>第2項について</b></p> <p>個人情報については、市民の権利利益を保護するためにも、その管理は厳正に行われなければなりません。また、<b>厚木市個人情報保護条例は、厚木市の実施機関（議会、市長等及び処分権限を有する指定管理者をいいます。）が保有する個人情報に関して、自己に関する個人情報の開示を請求する権利、事実に関して誤りがある場合には訂正を請求する権利及び厚木市個人情報保護条例の規定に違反して収集、利用、提供されている場合には利用停止を請求する権利を明確にするとともに、保障しています。</b>これらの権利を守るためにも、個人情報は適正に利用されなければなりません。</p> <p>厚木市では、平成4年に「厚木市個人情報保護条例」を制定し、個人情報の適正な管理及び利用に取り組んできました。国が「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」を制定し、平成17年4月1日から施行されたことに伴い、厚木市個人情報保護条例もリニューアルし、同日から施行するとともに、個人情報の開示決定等又は訂正等の決定等に対する不服申立について、実施機関からの諮問に応じて調査審議する救済機関としての「厚木市個人情報保護審査会」を設置し、個人情報の適正な管理及び利用の推進に努めています。</p>

新	旧
<p>(事業の実施に係る市民参加)</p> <p>第30条 市長等は、総合計画に定める重要な事業を実施しようとするときは、説明会の開催等市民が意見を述べるができる機会を設けるよう努めるものとする。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>事業の実施段階での市民参加の機会を設けるとともに、事業を円滑に実施するため、総合計画に定める重要な事業に着手しようとするときは、改めて市民からの意見や提案を求めることについて定めています。</p> <p>「総合計画に定める重要な事業」とは、総合計画実施計画事業のうち、市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える事業などをいいます。このような重要な事業については、計画立案の段階でも十分な市民参加を得て、実施していくことが決定されたものであり、円滑な実施が望まれるところです。そのために、現在も、説明会等が様々な形式で行われてはおります。これは事業の実施段階に至って事業の賛否についての意見を聴く趣旨のものではなく、事業の実施方法等を市民に説明し、市民が意見や要望を述べ、又は情報を提供する機会を設けることにより、事業の実施方法に市民の意見を反映させようとするものです。</p>	<p>(事業の実施に係る市民参加)</p> <p>第30条 市長等は、総合計画に定める重要な事業を実施しようとするときは、説明会の開催等市民が意見を述べるができる機会を設けるよう努めるものとする。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>事業の実施段階での市民参加の機会を設けるとともに、事業を円滑に実施するため、総合計画に定める重要な事業に着手しようとするときは、改めて市民からの意見や提案を求めることについて定めています。</p> <p>「総合計画に定める重要な事業」とは、総合計画実施計画事業のうち、<b>いわゆる「大型プロジェクト」として位置付けられるものなど</b>、市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える事業などをいいます。このような重要な事業については、計画立案の段階でも十分な市民参加を得て、実施していくことが決定されたものであり、円滑な実施が望まれるところです。そのために、現在も、説明会等が様々な形式で行われてはおります。これは事業の実施段階に至って事業の賛否についての意見を聴く趣旨のものではなく、事業の実施方法等を市民に説明し、市民が意見や要望を述べ、又は情報を提供する機会を設けることにより、事業の実施方法に市民の意見を反映させようとするものです。</p>

新	旧
<p>(コミュニティ団体との協働)</p> <p>第33条 市長等は、まちづくりの課題の解決に向けて、コミュニティ団体と協働を進める仕組みを整備するものとする。</p> <p>2 市長等は、必要に応じて、コミュニティ団体の活動を支援するものとする。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>まちづくりの課題解決に向け、コミュニティ団体との協働を進めるための仕組みを整備することを定めています。</p> <p>・<b>第1項について</b></p> <p>協働については、協働していくもの同士の間で責任が明確にされることが求められます。そうした意味からも、市長等が市民（個人）と協働するという事は、個人にかかる負担の面から考慮し、想定しにくいものです。</p> <p>協働は、市民同士（コミュニティ団体同士）の協働等その形態は様々なものが想定されますが、この自治基本条例では、市長等が協働を進める上で基本となる形として、コミュニティ団体との協働に関して定めています。</p> <p>市長等は、市域全体に影響する様々なまちづくりの課題の解決に向けて、コミュニティ団体と協働で取り組んでいくために必要な仕組みを整備します。仕組みとしては、現在整備されているものも含めて、<b>ボランティアセンター</b>のような活動の場の提供、市民協働事業提案制度や市民活動推進補助金のような財政的支援、市の広報・インターネットなどによる情報提供、市民活動団体間のネットワーク化を促進し、情報の交換と交流を図ること、市民活動希望者の発掘・育成及び指導者の人材育成支援などが考えられます。</p> <p>・<b>第2項について</b></p> <p>市長等は、コミュニティ団体が協働のパートナーとして自立して、主体的な活動が行えるよう支援していくことも必要です。活動の支援の内容としては、活動拠点の提供、情報や機材の提供、研修・人材育成、補助金等、事業の委託、活動のPR、基金の設置などが考えられます。</p> <p>しかしながら、支援を行うことにより、コミュニティ団体の自主性及び自立性を損なうおそれもあります。支援の実施に当たっては、コミュニティ団体が必ずしも支援を必要とするものではないこと、活動の公益性の度合いなどを考慮する必要があります。</p> <p>○ <b>厚木市市民協働推進条例の運用</b></p> <p>自治基本条例に定める基本理念の一つである「協働による自治」を推進するため、「厚木市市民協働推進条例」を制定し、平成24年10月11日から施行しました。</p> <p>厚木市市民協働推進条例は、市民協働によるまちづくりの推進に資することを目的として、自治基本条例の趣旨にのっとり、市民協働に関する基本的な事項を定めたもので、「市民協働」を市民と市が不特定かつ多数のもの利益の増進を図るため、相互に補完し、協力することと定義しています。この条例により、市民協働に関するルールや仕組みを明確にし、共有することで、協働による自治の実現を目指します。厚木市市民協働推進条例の詳細な解釈及び運用については、厚木市市民協働推進条例逐条解説を御参照ください。</p>	<p>(コミュニティ団体との協働)</p> <p>第33条 市長等は、まちづくりの課題の解決に向けて、コミュニティ団体と協働を進める仕組みを整備するものとする。</p> <p>2 市長等は、必要に応じて、コミュニティ団体の活動を支援するものとする。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>まちづくりの課題解決に向け、コミュニティ団体との協働を進めるための仕組みを整備することを定めています。</p> <p>・<b>第1項について</b></p> <p>協働については、協働していくもの同士の間で責任が明確にされることが求められます。そうした意味からも、市長等が市民（個人）と協働するという事は、個人にかかる負担の面から考慮し、想定しにくいものです。</p> <p>協働は、市民同士（コミュニティ団体同士）の協働等その形態は様々なものが想定されますが、この自治基本条例では、市長等が協働を進める上で基本となる形として、コミュニティ団体との協働に関して定めています。</p> <p>市長等は、市域全体に影響する様々なまちづくりの課題の解決に向けて、コミュニティ団体と協働で取り組んでいくために必要な仕組みを整備します。仕組みとしては、現在整備されているものも含めて、<b>市民活動サポート室</b>のような活動の場の提供、市民協働事業提案制度や市民活動推進補助金のような財政的支援、市の広報・インターネットなどによる情報提供、市民活動団体間のネットワーク化を促進し、情報の交換と交流を図ること、市民活動希望者の発掘・育成及び指導者の人材育成支援などが考えられます。</p> <p>・<b>第2項について</b></p> <p>市長等は、コミュニティ団体が協働のパートナーとして自立して、主体的な活動が行えるよう支援していくことも必要です。活動の支援の内容としては、活動拠点の提供、情報や機材の提供、研修・人材育成、補助金等、事業の委託、活動のPR、基金の設置などが考えられます。</p> <p>しかしながら、支援を行うことにより、コミュニティ団体の自主性及び自立性を損なうおそれもあります。支援の実施に当たっては、コミュニティ団体が必ずしも支援を必要とするものではないこと、活動の公益性の度合いなどを考慮する必要があります。</p> <p>○ <b>厚木市市民協働推進条例の運用</b></p> <p>自治基本条例に定める基本理念の一つである「協働による自治」を推進するため、「厚木市市民協働推進条例」を制定し、平成24年10月11日から施行しました。</p> <p>厚木市市民協働推進条例は、市民協働によるまちづくりの推進に資することを目的として、自治基本条例の趣旨にのっとり、市民協働に関する基本的な事項を定めたもので、「市民協働」を市民と市が不特定かつ多数のもの利益の増進を図るため、相互に補完し、協力することと定義しています。この条例により、市民協働に関するルールや仕組みを明確にし、共有することで、協働による自治の実現を目指します。厚木市市民協働推進条例の詳細な解釈及び運用については、厚木市市民協働推進条例逐条解説を御参照ください。</p>



新

第9章 広域連携及び交流

- 第37条 議会及び市長等は、まちづくりの課題を解決し、市民生活の向上を図るため、必要に応じて、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。
- 2 市民、議会及び市長等は、厚木市の魅力、特性等に関する情報を発信することにより、市外の人々との交流を深めるとともに、市外の人々の意見をまちづくりにいかすよう努めるものとする。
  - 3 市民、議会及び市長等は、国際的な視野に立ったまちづくりを推進するため、海外の都市等との連携及び交流に努めるものとする。
  - 4 市長等は、連携及び交流に当たっては、その目的及び内容を公表するとともに、市民の参加を得て進めるものとする。
  - 5 市長等は、市民が主体となり、市外の人々との交流を行うときは、必要に応じて、その活動を支援するものとする。

【解説】

国及び他の地方公共団体、市外の人々、海外の都市等との連携や交流の在り方などについて定めています。

・第1項について

いわゆる「広域行政」への取組について定めています。

議会及び市長等は、様々なまちづくりの課題を解決することにより、市民生活の一層の向上を目指します。

しかしながら、課題によっては、厚木市単独では解決が困難な場合もあり、そうした課題には、国、県そして近隣の市町村と協力して取り組むことが必要であり、そのための連携に努めなければなりません。

《広域行政の例》

○地方自治法に基づくもの

例	根拠条文、厚木市での実例
協議会	地方自治法第252条の2
機関等の共同設置	地方自治法第252条の7
事務の委託	地方自治法第252条の14 住民票の写しの相互交付（厚木市、愛川町及び清川村）
一部事務組合	地方自治法第284条 厚木愛甲環境施設組合（平成16年4月設置。厚木市、愛川町及び清川村）
広域連合	地方自治法第284条 神奈川県後期高齢者医療広域連合（平成19年4月。県内33市町村）
全部事務組合	地方自治法第284条 ※全部事務組合は昭和32年以降、役場事務組合は昭和35年以降、全国的に存在していません。
役場事務組合	
地方開発事業団	地方自治法第298条

旧

第9章 広域連携及び交流

- 第37条 議会及び市長等は、まちづくりの課題を解決し、市民生活の向上を図るため、必要に応じて、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。
- 2 市民、議会及び市長等は、厚木市の魅力、特性等に関する情報を発信することにより、市外の人々との交流を深めるとともに、市外の人々の意見をまちづくりにいかすよう努めるものとする。
  - 3 市民、議会及び市長等は、国際的な視野に立ったまちづくりを推進するため、海外の都市等との連携及び交流に努めるものとする。
  - 4 市長等は、連携及び交流に当たっては、その目的及び内容を公表するとともに、市民の参加を得て進めるものとする。
  - 5 市長等は、市民が主体となり、市外の人々との交流を行うときは、必要に応じて、その活動を支援するものとする。

【解説】

国及び他の地方公共団体、市外の人々、海外の都市等との連携や交流の在り方などについて定めています。

・第1項について

いわゆる「広域行政」への取組について定めています。

議会及び市長等は、様々なまちづくりの課題を解決することにより、市民生活の一層の向上を目指します。

しかしながら、課題によっては、厚木市単独では解決が困難な場合もあり、そうした課題には、国、県そして近隣の市町村と協力して取り組むことが必要であり、そのための連携に努めなければなりません。

《広域行政の例》

○地方自治法に基づくもの

例	根拠条文、厚木市での実例
協議会	地方自治法第252条の2
機関等の共同設置	地方自治法第252条の7
事務の委託	地方自治法第252条の14 住民票の写しの相互交付（厚木市、愛川町及び清川村）
一部事務組合	地方自治法第284条 厚木愛甲環境施設組合（平成16年4月設置。厚木市、愛川町及び清川村）
広域連合	地方自治法第284条 神奈川県後期高齢者医療広域連合（平成19年4月。県内33市町村）
全部事務組合	地方自治法第284条 ※全部事務組合は昭和32年以降、役場事務組合は昭和35年以降、全国的に存在していません。
役場事務組合	
地方開発事業団	地方自治法第298条

新	
○任意による連携の例	
県央相模川サミット	神奈川県、相模原市、厚木市、海老名市、座間市、愛川町及び清川村で構成し、河川の保全活用、災害対策、産業活性化、環境対策、救急医療体制の整備といった共通の課題解決に向けて相互に連携・協議しています。
広域医療事業	厚木市、愛川町及び清川村で協定を締結し、 <b>休日・夜間急患診療や休日歯科診療等の広域医療事業を実施しているほか、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町及び清川村で協定を締結し、障がい者歯科診療を実施しています。</b>
公共施設の相互利用	厚木市、愛川町及び清川村の住民の交流の促進及び利便性の向上を図るため、それぞれの自治体が設置する公共施設の相互利用を実施しています。
公共図書館の広域利用・ <b>相互利用</b>	県央地区の厚木市、相模原市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町及び清川村が広域利用協定を締結し、県央地区の住民による当該地区内全ての図書館の広域利用を実施しています。 <b>平塚市と相互利用協定を締結し、相互利用を実施しています。</b>
ここに挙げた例のほかにも、様々な面で自治体間の連携は行われています。	
<p>・第2項について</p> <p>まちづくりへの市民の参加と協働を進めていく上で、多様な人々のまちづくりへの参加が必要となることから、この自治基本条例では、厚木市に関わりのある人を市民としています。同様に、観光などで厚木市を訪れる人々など、市外の人々との交流を深め、そうした人々の視点でとらえた厚木市に関する意見や感想を、まちづくりにいかすことで、より良いまちづくりを進めることができます。</p> <p>鮎まつりを始めとする様々なイベント、山、河川、温泉などの自然、ハイキング、味覚狩りなどの体験、あつぎOECフード*1など、厚木市は多くの魅力にあふれています。こうした魅力ある情報を発信することにより、市外の人々に厚木市を訪れていただき、厚木市のファンとなっただき、そうした人々の意見をまちづくりにいかすことで、より多くの人々から愛されるまちをつくっていかうとするものです。</p> <p>市外の人々の意見は、アンケートの実施等により積極的に求めていきます。また、厚木市を訪れた人から寄せられた苦情等についても真摯に受け止め、まちづくりにいかします</p>	
<p>*1 あつぎOECフードとは、厚木市が進める<b>観光プロモーション事業</b>の一つである「あつぎ食ブランド」の愛称です。厚木市には、様々なコンテストなどで入賞した優れた食品や古くから市民に愛され続ける食品が数多くあります。こうした魅力ある食を「あつぎ食ブランド」として認定し、市内外に広くアピールしています。</p>	
<p>・第3項について</p> <p>これからの個性あるまちづくりには、時には海外にも目を向け、外国の人々や様々な文化とふれあい、彼らのまちづくりの考え方や文化の違いを受け入れることができることも必要となります。また、環境問題など地球規模での課題には、海外の都市等との連携・協力を図ることも考えられます。</p>	

旧	
○任意による連携の例	
県央相模川サミット	神奈川県、相模原市、厚木市、海老名市、座間市、愛川町及び清川村で構成し、河川の保全活用、災害対策、産業活性化、環境対策、救急医療体制の整備といった共通の課題解決に向けて相互に連携・協議しています。
広域医療事業	厚木市、愛川町及び清川村で協定を締結し、 <b>休日・夜間急患診療、病院群輪番制、休日歯科診療、障害者歯科診療等の広域医療事業を実施しています。</b>
公共施設の相互利用	厚木市、愛川町及び清川村の住民の交流の促進及び利便性の向上を図るため、それぞれの自治体が設置する公共施設の相互利用を実施しています。
公共図書館の広域利用	県央地区の厚木市、相模原市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町及び清川村が広域利用協定を締結し、県央地区の住民による当該地区内全ての図書館の広域利用を実施しています。
ここに挙げた例のほかにも、様々な面で自治体間の連携は行われています。	
<p>・第2項について</p> <p>まちづくりへの市民の参加と協働を進めていく上で、多様な人々のまちづくりへの参加が必要となることから、この自治基本条例では、厚木市に関わりのある人を市民としています。同様に、観光などで厚木市を訪れる人々など、市外の人々との交流を深め、そうした人々の視点でとらえた厚木市に関する意見や感想を、まちづくりにいかすことで、より良いまちづくりを進めることができます。</p> <p>鮎まつりを始めとする様々なイベント、山、河川、温泉などの自然、ハイキング、味覚狩りなどの体験、あつぎOECフード*1<b>やB級グルメ</b>など、厚木市は多くの魅力にあふれています。こうした魅力ある情報を発信することにより、市外の人々に厚木市を訪れていただき、厚木市のファンとなっただき、そうした人々の意見をまちづくりにいかすことで、より多くの人々から愛されるまちをつくっていかうとするものです。</p> <p>市外の人々の意見は、アンケートの実施等により積極的に求めていきます。また、厚木市を訪れた人から寄せられた苦情等についても真摯に受け止め、まちづくりにいかします</p>	
<p>*1 あつぎOECフードとは、厚木市が進める<b>シティセールス事業</b>の一つである「あつぎ食ブランド」の愛称です。厚木市には、様々なコンテストなどで入賞した優れた食品や古くから市民に愛され続ける食品が数多くあります。こうした魅力ある食を「あつぎ食ブランド」として認定し、市内外に広くアピールしています。</p>	
<p>・第3項について</p> <p>これからの個性あるまちづくりには、時には海外にも目を向け、外国の人々や様々な文化とふれあい、彼らのまちづくりの考え方や文化の違いを受け入れることができることも必要となります。また、環境問題など地球規模での課題には、海外の都市等との連携・協力を図ることも考えられます。</p>	

新	旧																
<p>・第4項について</p> <p>市長等は、国、他の自治体、海外の都市等のほか市外の人々と連携し、又は交流しようとするときはその目的、内容等を、連携及び交流に係る事業を行ったときはその成果を市民に対して分かりやすく公表することが求められます。</p> <p>また、公表された内容について、市民が意見を述べる機会を設けるなど、市民も参加した連携及び交流とすることが必要となります。</p> <p>・第5項について</p> <p>市長等は、たとえば友好都市間における市民同士の交流が行われる場合には、必要に応じて、情報提供、財政的な援助等の支援を行います。</p> <p>《参考》</p> <table border="1" data-bbox="225 688 1418 936"> <thead> <tr> <th colspan="2">厚木市の友好都市、姉妹都市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海外友好都市</td> <td>ニューブリテン市 (アメリカ)、揚州市 (中国)、軍浦市 (韓国)</td> </tr> <tr> <td>国内友好都市</td> <td>横手市 (秋田県)、網走市 (北海道)、糸満市 (沖縄県)</td> </tr> <tr> <td>防災姉妹都市</td> <td>狭山市 (埼玉県)</td> </tr> </tbody> </table>	厚木市の友好都市、姉妹都市		海外友好都市	ニューブリテン市 (アメリカ)、揚州市 (中国)、軍浦市 (韓国)	国内友好都市	横手市 (秋田県)、網走市 (北海道)、糸満市 (沖縄県)	防災姉妹都市	狭山市 (埼玉県)	<p>・第4項について</p> <p>市長等は、国、他の自治体、海外の都市等のほか市外の人々と連携し、又は交流しようとするときはその目的、内容等を、連携及び交流に係る事業を行ったときはその成果を市民に対して分かりやすく公表することが求められます。</p> <p>また、公表された内容について、市民が意見を述べる機会を設けるなど、市民も参加した連携及び交流とすることが必要となります。</p> <p>・第5項について</p> <p>市長等は、たとえば友好都市間における市民同士の交流が行われる場合には、必要に応じて、情報提供、財政的な援助等の支援を行います。</p> <p>《参考》</p> <table border="1" data-bbox="1454 688 2647 936"> <thead> <tr> <th colspan="2">厚木市の友好都市、姉妹都市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海外友好都市</td> <td>ニューブリテン市 (アメリカ)、揚州市 (中国)、軍浦市 (韓国)</td> </tr> <tr> <td>国内友好都市</td> <td>横手市 (秋田県)、網走市 (北海道)、糸満市 (沖縄県)</td> </tr> <tr> <td>防災姉妹都市</td> <td>狭山市 (埼玉県)</td> </tr> </tbody> </table>	厚木市の友好都市、姉妹都市		海外友好都市	ニューブリテン市 (アメリカ)、揚州市 (中国)、軍浦市 (韓国)	国内友好都市	横手市 (秋田県)、網走市 (北海道)、糸満市 (沖縄県)	防災姉妹都市	狭山市 (埼玉県)
厚木市の友好都市、姉妹都市																	
海外友好都市	ニューブリテン市 (アメリカ)、揚州市 (中国)、軍浦市 (韓国)																
国内友好都市	横手市 (秋田県)、網走市 (北海道)、糸満市 (沖縄県)																
防災姉妹都市	狭山市 (埼玉県)																
厚木市の友好都市、姉妹都市																	
海外友好都市	ニューブリテン市 (アメリカ)、揚州市 (中国)、軍浦市 (韓国)																
国内友好都市	横手市 (秋田県)、網走市 (北海道)、糸満市 (沖縄県)																
防災姉妹都市	狭山市 (埼玉県)																